

清水町職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年清水町条例第10号）の一部を改正する条例 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員になつた者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、<u>かつ</u>、擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的<u>かつ</u>、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実にして公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> | <p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員になつた者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、<u>且つ</u>、擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的<u>且つ</u>、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実にして公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。